四十六　児童手当支払差止解除通知書
四十七　児童手当支払差止解除通知書（施設等受給者用）
四十八　差止者一覧
四十九　現況届提出切替対象者一覧
五十　時効成立予定者一覧
五十一　児童手当・特例給付継続認定通知書兼支払通知書
五十二　児童手当継続認定通知書兼支払通知書
五十三　児童手当継続認定通知書兼支払通知書（施設等受給者用）
五十四　児童手当・特例給付認定通知書及び児童手当・特例給付支給事由消滅通知書
五十五　支払対象者一覧
五十六　支払対象者一覧（定例払い）
五十七　支払対象者一覧（随時払い）
五十八　口座振込依頼書
五十九　児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書
六十　児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書
六十一　保育料特別徴収通知書
六十二　児童手当に係る寄附受領証明書
六十三　受給者・児童数調べ
六十四　支給状況報告書に必要な基礎資料となる帳票
六十五　交付金概算交付申請書又は必要な基礎資料となる帳票
六十六　支払件数（見込）等調べ
六十七　前各号に準ずるものとして内閣総理大臣が定めるもの
（児童手当システムに実装してはならない機能）
第六条　児童手当システムには、前二条の規定（これに基づく告示を含む。以下この条において同じ。）において実装してはならない機能として定めるもの及び前二条の規定に定めるもの以外の機能は、実装してはならないものとする。

附　則

（施行期日）
第一条　この府令は、令和八年四月一日から施行する。
（機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置）
第二条　この府令の施行の際現に地方公共団体が利用する児童手当システムで、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以降機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置については、内閣総理大臣が定める。
２　この府令の施行の際現に児童手当システムを利用する地方公共団体で、施行日以降第六条の規定により実装してはならない機能を有する児童手当システムを利用するものとして内閣総理大臣が認めるものについては、同条の規定は、令和十一年四月一日から適用する。
（要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置）
第三条　この府令の施行の際現に地方公共団体が利用する児童手当システムで、機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして内閣総理大臣が認めるものについては、この府令の規定は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において内閣総理大臣が定める日から適用する。

○内閣府令第二十六号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　内閣総理大臣　高市　早苗

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令

（趣旨）
第一条　この府令は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号。以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システム（法第二条第一項に規定する地方公共団体情報システムをいう。以下同じ。）のうち、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）第十条に規定する事務の処理に係るシステム（以下「児童扶養手当システム」という。）に必要とされる機能等（法第二条第二項に規定する機能等（法第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）に関する標準化基準（法第五条第二項第四号に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）を定めるものとする。